

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、〇事業所長として勤務していた。平成〇年〇月に開催された業務委託に関する会議以降、継続的に〇会社の社員から人格を侵害する言動を受け、そのことが原因で体調を崩したとして、〇病院を受診したところ「抑うつ神経症」として1ヶ月の安静休養が必要と診断されたが、4～5日の休暇しか認められなかった。その後、請求人の体調不良もあり同年〇月〇日付けで〇事業所長に異動となり、さらに、同年〇月〇日に〇営業所に異動となったが、再び「抑うつ神経症」と診断され、休職状態となった。

請求人は、「抑うつ神経症」の発症は業務に起因するものであるとして、監督署長に対して、「療養補償給付」及び「休業補償給付」の請求をしたところ、監督署長は、「抑うつ神経症」の発症と業務との間に相当因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。
私が労働していた時間について会社側から提出された資料は労働時間管理を一切しておらず、会社側が一方的に作成したものを信用し真実の調査をしていない。発病前後の労働時間は会社側にある自動車運転日報を見ればわかる。私の時間外労働時間は平成〇年〇月から〇月まで毎月少なくとも60時間はあった。これも原因の一つと考えている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F34.1 気分変調症」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

しかし請求人の審査請求の理由としている労働時間に関する事項も含め、業務における心理的負荷は、総合評価「弱」ないし「中」と認められるものであり、請求人に発症した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないものである。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F34.1 気分変調症」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

ア 〇営業所から転居を伴う〇事業所に転勤したという出来事について

当該出来事は、具体的出来事として「転勤をした」に該当する。この平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、○事業所に転勤したことについては、地理的に転居を伴うものであったが、事業所長としての赴任であり、請求人に不満はなく、入社以来同様の業務の経験も積んできていた。以上のことから、この出来事の心理的負荷の強度は「Ⅱ」から「Ⅰ」程度に修正するのが妥当である。

イ 営業所長から注意されたという出来事について

当該出来事は具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」に当たり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、請求人には、上司からの注意についても、客先からの指摘にも、さらにそれが勤務する○会社に与えた影響についても深刻な受け止め方が生じたとは考えられない。以上のことから、この出来事の心理的負荷の強度は「Ⅱ」から「Ⅰ」程度に修正するのが妥当である。

ウ クレームに関して会議が開催されたという出来事について

当該出来事は具体的出来事「ノルマが達成できなかった」に該当し平均的強度「Ⅱ」が示されているものであるが、客先である○会社へ提出する計画書を風邪をこじらせ、期日までに提出することができなかったことについて「ノルマが達成できなかった」ものとして、この出来事の心理的負荷の強度は示される標準的負荷のとおり「Ⅱ」程度であったと評価するのが妥当である。

エ 罵声、質問攻撃、机を叩く等で精神的に苦痛を受けたという出来事について

当該出来事は具体的出来事「ノルマが達成できなかった」の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」が、「顧客や取引先からクレームを受けた」に強度「Ⅱ」が、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」に強度「Ⅱ」が示され、「身分の変化等」の「退職を強要された」に強度「Ⅲ」が示され、「対人関係のトラブル」の「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に強度「Ⅲ」が示されている。

罵声、質問攻撃、机を叩く等で精神的苦痛を受けたことについては、請求人が主張する内容を客観的に裏付けることはできない。しかし、強い口調で顧客から要望があったこと、その結果、上司が請求人の配置転換の決断をせざるを得なかった事実が認められる。請求人の配置転換は、請求人本人に対しては、配置転換に伴う○会社からの差別や不遇扱い等はなかったことからすると、この出来事についての心理的負荷の強度は標準的負荷強度「Ⅲ」と評価することはできず、「Ⅱ」程度に修正されるべきである。

総合評価について検討すると、出来事後の状況が持続する程度の検討においてクレームに関して会議が開催された出来事、罵声、質問攻撃、机を叩く等で精神的苦痛を受けた出来事ともに、その程度は重大であったとはみなし難く、かつ比較的短期間のうちに改善したものと認められ、「相当程度過重」と考えることはできず、請求人の心理的負荷の総合評価は「中」と判断される。

(3) 業務以外の要因について

業務以外の心理的負荷は認められないものの、性格傾向、性格検査所見を総合し、治療

経過並びに生活史を考慮すれば、個体側要因がより重大な関与をしたものと考えられる。

以上のことから、請求人に発病した疾病を業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。